

Subject: [mailnews:271] 処遇改善等加算の通知とFAQが示される

From: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

Date: 2025/05/12 14:53

To: '小出 正治 様 (NPO) ' <skoide@fukushi-hyouka.net>

小出さん

お疲れ様です。

柳さんのワードをもとに、変なところなどを書き換えたので、ご確認いただければ幸いです。

よろしくお願いいたします 🍷 青田

□□□□□□□ 保育所サポートデスク メールニュース □□□□□□□

2025.5.12

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

最近のトピックスをお伝えいたします。

◆処遇改善等加算の通知とFAQが示される◆

令和7年4月11日に「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」、5月1日に「処遇改善等加算に関するFAQ」が新たに発出されました。これまでの処遇改善等加算のⅠ・Ⅲが一本化されたほか、処遇Ⅱの加算・支給・要件が見直されています。

(主な変更内容)

- ・処遇改善等加算Ⅰ(基礎分) ⇒ 区分1「基礎分」
- ・処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲ ⇒ 区分2「賃金改善分」
- ・処遇改善等加算Ⅱ ⇒ 区分3「質の向上分」

区分2の支給要件

- ・施設長と法人役員の兼務者にも支給可能
 - ・区分2と区分3の支給額の1/2以上を月額にすること
- ※区分2の旧処遇Ⅲの月額2/3以上の要件は撤廃。

区分3の加算要件

- ・区分3-①(人数A)と区分3の②(人数B)

これまで研修修了済の園長・副園長・主幹教諭(主任保育士)を算定できなかったものを、人数Aにカウントできるようになりました。

(従来)

4万円1名以上、人数Bの算定人数以上いれば、算定人数分の満額がもたらされた

(今後)

子どもの人数や加算の状況を踏まえて算定された人数Aと人数Bを上限として、4月1日時点での園の研修修了者の人数Aと人数Bの数で加算が取得できます。

⇒4月1日時点で、人数Aの研修修了者が少ない場合、収入が減ります。

区分3の支給要件(賃金改善)

- ・区分2と区分3の支給額の1/2以上を月額にすること。

区分3の①は4万円未満、区分3の②は原則5千円以上。

- ・支給する場合は、研修修了見込みの職員にも支払うことが可能。
- ・園が認める場合、区分3の②の対象者にも、区分3の①の額を支給が可能。
- ・副園長や主任等への配分も従来通り可能。(4万円未満、研修修了要件もなし)

※職員への支給については、従来よりも配りやすくなりました。

これらの詳細な要件等はFAQをご確認ください。

こども家庭庁HP

・
<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/34801398/20250414_policies_kokoseido_107.pdf> 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日付け通知)

・
<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/08d15fb5/20250414_policies_kokoseido_108>

.xlsx> 別紙様式(Excel)

・
<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501_policies_kokoseido_117.pdf> 処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)(第1版)

(事務局より)

一本化により事務が楽になるかと思いきや、区分3の要件等の変更によって、減額となり、園の経営に多大なる影響を与える可能性があります。この部分はとても重要なので、区分3の加算(収入)に関する要件について例を示しながら、解説していきます。

例) 保育所で、算定上での人数Aが5人、人数Bが3人でした。

人数A(49,020円×5人)、人数B(6,130円×3人)のため、最大でもらえるのは、月に263,490円となります。

では、4月1日時点での園の研修修了者は、人数Aが2名、人数Bが6名とした場合、園の収入はどうなるでしょうか。

この場合は、人数Aは5人でなく、研修修了者である2人分(49,020円×2人)、人数Bは3人が上限のため、研修修了者が6名いても、3人(6,130円×3人)となりますので、月116,430円です。

263,490円 > 116,430円

(▲147,060円が従来の支給額との月単位の差額となります)

4月1日以降に研修を修了したとしても、当該年度は加算の判定が変わらず、次年度以降しか反映されませんので、その点もご注意ください。

<ポイント>

- ・園長・主任などを含めてよいので、研修修了者を増やしましょう！！
- ・来年度から、区分3の⑥は60時間(4科目)となることも注意。

◆令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の各結果と事例集が公開される◆

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の一つである、「小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 取組事例集」が公表されました。これは昨今、小学校の夏季休業期間のみこどもの居場所を利用したいというニーズの顕在化を受け、全国の自治体の事例をまとめたものとなっています。

このほか、障害児支援における支援の質の向上やインクルージョンの推進など、多様性を尊重した運営に関する研究結果も公表されています。各地の状況の把握として参考となりますので、よろしければご参照ください。

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

「小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 取組事例集」

<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/consulting/articles/2025-c0002/pdf/c0002-PDF02.pdf>

「障害児支援における支援の質の向上に関する研究調査」

<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/files/000045049.pdf>

「インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究」

<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/files/000045051.pdf>

◆保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方への諮問について◆

保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の平成30年4月施行から7年が経ちました。令和5年4月に施行された「こども基本法」、同年12月に閣議決定された「こども大綱」「はじめの100 か月の育ちビジョン」などでは、子どもの権利擁護や乳幼児期の育ちの重要性などが示されております。

保育所や認定こども園には、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援、地域との関わりや地域資源の活用、こどもの健康と安全の確保などを含めた様々な課題への対応、子育て支援の充実などが期待されるところであり、また、「保育の量の拡充」から「質の向上」へと転換されることもあり、多様な地域ニーズに応じた保育の展開や質の向上に向けた一層の取組が求められてきております。

